

# 消費生活センターだより



皆さんこんにちは！

寒さの中にも少しずつ春の暖かい日差しが感じられるようになった  
この頃、体調を崩されませんようお気をつけ下さいね。



さて、今回はクーリング・オフ制度についてお話ししたいと思います。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引について、一旦契約した場合でも、一定期間は消費者からの一方的な契約解除を認める制度です。

## クーリング・オフができる主な取引と期間

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗以外での訪問販売（キャッチセールス、アポイントセールス、催眠商法では店舗契約も含む）による商品やサービスの契約	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引	8日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約	8日間
訪問購入	店舗以外の場所で、政令で指定されたものを除くすべての物品を事業者が消費者から買い取る契約	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法による契約	20日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法による契約	20日間

※消費や契約形態によってはクーリング・オフ出来ないものもありますので、消費生活センターへお問い合わせ下さい。困ったなと感じたら

**『ひとりで悩まずに、まずは相談を！』**

消費生活に関するご相談は下記の連絡先までお願い致します。

中標津町消費生活センター（役場生活課内）

電話 0153-73-3111（内線 222）

受付時間 10：00～16：00 ※土・日・祝日はお休みです